

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 題名の改正

題名を「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」から「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律」に改めるものとする。 (題名関係)

第二 罰金の額の引上げ

特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の罪の罰金の額の上限を、現行の三万円から三十万円に引き上げること。 (第四条関係)

第三 特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の罪の処罰の請求を行う権限を有する地方公共団体の教育委員会等による調査

特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の罪の処罰の請求を行う権限を有する地方公共団体の教育委員会等は、特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の禁止に違反する事実の通報を受けたときは、必要な調査を行うものとする。 (第六条関係)

第四 法律の効力を当分の間とする旨の規定の削除

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法は、当分の間、その効力を有する旨の規定を削るものとする。 (附則関係)

第五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。

(改正法附則第一項関係)